

C-50 被服にとり入れた紋章調査（第3報）  
倉吉北高校 ○ 福井貞子

目的、第1、2報は、庶民の被服にとり入れた紋章を調査し報告したが、今回は、武士の陣羽織にとり入れた紋章について、現存する遺品の調査を行ったので報告する。

方法、陣羽織を所蔵していた荒尾家の紋所を調査し、陣羽織の実物精査と紋章の実測を行った。他の陣羽織について、紋章のとり入れ方を比較検討した。

結果、陣羽織を所蔵していた荒尾家は、鳥取城主の筆頭家老として、寛永9年（1632）以後12代の歴史を持ち、江戸末期に着用したもので、九曜紋が紋所である。

実物精査によると、表地は、赤フェルト、裏は、絹紋織を使用し、色彩鮮やかに白衿を付いている。衿に左右5個づつ紋章をつけ、前後の身頃に数10個の紋章を並べている。他の陣羽織と紋章のとり入れ方を比較してみると、紋章の位置が不規則であり、散文様であった。そして、背縫紋と他の紋章の比率は、ス：1の比率であり、紋章間の间隔は、等間隔にデザインされていた。

1枚の陣羽織中、25個の紋章をとり入れることは、自家の紋所を表示すると共に、権威の象徴を物語る。

紋章は、デザインとして、散文様の役目を果し、とり入れ方の制約条件から脱したものである。

陣羽織は、南蛮風と中国風の東西の美をとり入れ、紋章がよくマッチしている。